

農業委員・農地利用最適化 推進委員を募集します

問い合わせ 農業委員会事務局・産業振興課 ☎2190

農業委員会の構成が 変わります

農地利用の集積・集約化や遊休農地の解消、新規参入の強化を図るため、平成28年4月1日の法改正により、農業委員会は農業委員と農地利用適正化推進委員で構成されることになりました。

委員の選出方法

農業委員の選出は、これまでの選挙制から、推薦・募集を行い市議会の同意を得て市長が任命する方法に変わります。

新たに設けられる農地利用最適化推進委員も推薦・募集を行います。農業委員会から委嘱されます。

両委員の身分は市の特別職の非常勤職員で、月額報酬は26、700円です。なお、法律の定めにより、募集期間の中間時点および終了後に、推薦または応募された方の情報を市ホームページで公表します。

農業委員

農地法に関わる届出や許可などの審議を行います。

募集人数

9人

任用期間

7月20日～平成32年7月19日

職務内容

農地の権利移動、転用の許可などの審議および決定ならびにこれらに関する現地調査など



農地利用最適化 推進委員

現地調査および農家への助言・指導を行います。

募集人数

2人

任用期間

農業委員会が委嘱した日～平成32年7月19日

職務内容

担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消ならびに新規参入の促進などに伴う現地調査および指導ならびに監視業務など

その他、農業委員、農地利用最適化推進委員は農家からの相談対応および農家への助言・指導を行います。

推薦を受ける者および
応募する者の資格

農業に関する熱意と識見を有する方。ただし、次のいずれかの項目に該当する方は除きます。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団もしくは暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者
- (4) 大竹市の職員である者

受付期間

4月1日(土)～25日(火)

詳しくは
市ホームページに
掲載しています。

(トップページ
→組織からさがす
→農業委員会)

